

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-13855
(P2016-13855A)

(43) 公開日 平成28年1月28日(2016.1.28)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
B65D 81/34 (2006.01)	B65D 81/34	C 3E067
B65D 3/00 (2006.01)	B65D 3/00	Z
B65D 77/20 (2006.01)	B65D 77/20	J
B65D 3/22 (2006.01)	B65D 81/34	D
	B65D 3/22	C

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2014-136569 (P2014-136569)
(22) 出願日 平成26年7月2日 (2014.7.2)

(71) 出願人 000002897
大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(74) 代理人 110001830
東京 U I T 国際特許業務法人
(72) 発明者 森田 雪江
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社内
(72) 発明者 稲田 隆志
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社内
Fターム(参考) 3E067 AB01 AC05 BA07A BA25A BB01A
BB12A BB15A BC07A CA18 DA08
EA06 EB11 EB17 EC11 EE31
FA01 FC01 GA12

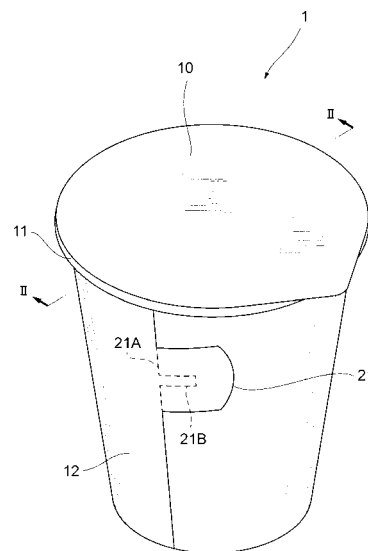
(54) 【発明の名称】 容器

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 開口部の新規な再封構造を提供する。

【解決手段】 シングル容器 1 は、上縁周端にカール部 11 が形成された筒状の胴部 12 と、胴部 12 の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、カール部 11 に接着され、胴部 12 の上面を閉鎖する蓋材 10 とを備えている。胴部 12 はブランク材の両側部を貼り合わせることで筒状に形成される。胴部 12 を構成するブランク材の両側部のうち、貼り合わせの外側となる側部の縁部に、カール部 11 から部分的に剥がされた蓋材 10 の縁部を、カール部 11 に留めるために用いられるクリップ片 21 が、切離し可能に連設されている。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上縁周端にカール部が形成された筒状の胴部と、上記胴部の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、上記カール部に接着され、上記胴部の上面を閉鎖する蓋材とを備える容器において、

上記胴部がブランク材の両側部を貼り合わせることによって筒状に形成されるものであり、

上記胴部を構成するブランク材の両側部のうち貼り合わせの外側となる側部の縁部に、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に留めるために用いられるクリップ片が切離し可能に連設されている、

10

容器。

【請求項 2】

上記クリップ片が上記胴部の外面に部分的に接着されている、

請求項 1 に記載の容器。

【請求項 3】

上縁周端にカール部が形成された筒状の胴部と、上記胴部の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、上記胴部の外側との間に断熱空間を形成するように上記胴部に被せられ、かつ固定された外筒と、上記カール部に接着され、上記胴部の上面を閉鎖する蓋材とを備える二重容器において、

上記外筒がブランク材の両側部を貼り合わせることによって筒状に形成されるものであり、

20

上記外筒を構成するブランク材の両側部のうち、貼り合わせの外側となる側部の縁部に、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に留めるために用いられるクリップ片が切離し可能に連設されている、

二重容器。

【請求項 4】

上記クリップ片が上記外筒の外面に部分的に接着されている、

請求項 3 に記載の二重容器。

【請求項 5】

上記外筒に、上記クリップ片の先端を係合するためのスリットが入れられている、

30

請求項 3 に記載の二重容器。

【請求項 6】

上縁周端にカール部が形成された筒状の胴部と、上記胴部の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、上記カール部に接着され、上記胴部の上面を閉鎖する蓋材とを備える内容容器とともに用いられ、上記内容容器の胴部の外側との間に断熱空間を形成するように上記胴部に被せられ、かつ固定される外筒であって、

上記外筒がブランク材の両側部を貼り合わせることによって筒状に形成されるものであり、

上記外筒を構成するブランク材の両側部のうち、貼り合わせの外側となる側部の縁部に、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に留めるために用いられるクリップ片が切離し可能に連設されている、

40

外筒。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、容器、詳しくは、一旦開封した蓋材を再び閉じてその状態をしばらくとどめる（簡易に再封する）ことができる容器に関する。

【背景技術】

【0002】

上端開口部を蓋材によって閉じた容器がある。このような容器の中には、途中まで剥が

50

した蓋材を、再び、典型的には一時的に元に戻す（蓋材で開口を再封する）ことが望まれるものがある。たとえば、カップ入りインスタント麺では蓋材が途中まで剥がされ、半分程度開口したカップ開口部からカップ内にお湯が注がれる。半分程度剥がされた蓋材はカップ開口部を簡易に再封するために用いられ、所定時間後に完全に剥がされる。お菓子等が入った容器についても、食べ残しがある場合に途中まで剥がした蓋材を元に戻してカップ開口部を簡易に再封することがある。

【0003】

特許文献1は、蓋材の周縁の対向する2箇所に切込みノッチが形成されたタブを設け、このタブの切込みノッチにカップのフランジ部を挟むことで、カップを再封するものを記載する。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2001-180737号公報

【0005】

特許文献1に記載のカップにおいて、蓋材の周縁部に形成されたタブは蓋材を剥がすときのつまみとしても用いられる。タブに切込みノッチが形成されているので、蓋材を剥がすときに切込みノッチに沿ってタブが蓋材から引きちぎれてしまうおそれがある。

【発明の開示】

【0006】

20

この発明は、新規な開口部の再封構造を有する容器を提供することを目的とする。

【0007】

この発明による容器は、上縁周端にカール部が形成された筒状の胴部と、上記胴部の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、上記カール部に接着され、上記胴部の上面を閉鎖する蓋材とを備えるもので、上記胴部がブランク材の両側部を貼り合わせることによって筒状に形成されるものであり、上記胴部を構成するブランク材の両側部のうち貼り合わせの外側となる側部の側縁に、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に留めるために用いられるクリップ片が切離し可能に連設されていることを特徴とする。

【0008】

30

胴部の上端は開口しており、胴部内に内容物が収容された後に、蓋材が胴部の上縁周端に形成されているカール部に接着されて、上端開口が閉じられる。胴部は一般には下部よりも上部の径がやや大きい円筒状であるが、縦方向に一定の径を持つものであってもよいし、断面が多角形の角筒状であってもよい。胴部および底部の内面には必要に応じて樹脂膜などが設けられる。

【0009】

上記胴部は、ブランク材の両側部を貼り合わせるによって筒状に形成される。ブランク材が長方形であれば縦方向に一定の径を持つ胴部が作られる。ブランク材を長手方向にやや弧状に形成しておくことで、下部よりも上部の径がやや大きい胴部が作られる。

40

【0010】

上記胴部を構成するブランク材の両側部のうち貼り合わせの外側となる側部の縁部に、クリップ片が切離し可能に連設されている。ブランク材の側縁とクリップ片との間の境界に切取線を形成しておけばよい。切取線は、たとえば複数の切込み線を短いつなぎ部でつなげたもの、複数の切込み線を間欠的に結ぶミシン目などによって実現される。胴部を構成するブランク材の両側部を貼り合わせると、クリップ片は胴部の外側に位置する。

【0011】

クリップ片は、蓋材とカール部とを一緒に（重ねて）その両側（上下）から挟むもの、蓋材をカール部に押しつけてこれによりカール部との間に蓋材を挟むもの、のいずれであってもよい。いずれにしても、部分的に一旦途中まで剥がされた蓋材は、クリップ片によ

50

ってカール部に再度簡易に留められて、これにより胴部上端の開口が蓋材によって再封される。

【0012】

この発明によると、胴部に一体に設けられているクリップ片が胴部から切り離され、切り離されたクリップ片が、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に再度留めるために用いられるから、容器と全く別の部材、たとえば粘着テープなどを用いる必要がない。また、胴部に切離し可能にクリップ片を連設しておくだけでよいから、クリップ片を形成するために特殊な加工も必要とされない。低コストで容器に再封性を持たせることができる。

【0013】

胴部（クリップ片）を構成する素材によっては、その素材が持つ反発力によって、クリップ片が胴部の外面に沿わずに外を向く（胴部とクリップ片との間にすき間があく）姿勢となることがある。一実施態様では、上記クリップ片が上記胴部の外面に部分的に接着される。胴部の外側に位置するクリップ片を胴部の外面に沿わせることができる。クリップ片は上述したように胴部から切離されて用いられるものであるから、クリップ片は、簡易に、たとえば小さい範囲で、胴部の外面に接着するのが好ましい。

【0014】

この発明は二重容器も提供する。この発明による二重容器は、上縁周端にカール部が形成された筒状の胴部と、上記胴部の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、上記胴部の外側との間に断熱空間を形成するように上記胴部に被せられ、かつ固定された外筒と、上記カール部に接着され、上記胴部の上面を閉鎖する蓋材とを備えるものであって、上記外筒がブランク材の両側部を貼り合わせることで筒状に形成されるものであり、上記外筒を構成するブランク材の両側部のうち、貼り合わせの外側となる側部の縁部に、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に留めるために用いられるクリップ片が切離し可能に連設されていることを特徴とする。

【0015】

外筒に一体に設けられているクリップ片が胴部から切り離され、切り離されたクリップ片が、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に再度留めるために用いられる。この発明においても、容器と全く別の部材、たとえば粘着テープなどを用いることなく、容器の再封が実現される。

【0016】

一実施態様では、上記クリップ片が上記外筒の外面に部分的に接着されている。外筒の外側に位置するクリップ片を外筒の外面に沿わせることができる。上記外筒に、上記クリップ片の先端を係合するためのスリットが入れておいてもよい。接着を用いずにクリップ片を外筒の外面に沿わせることができる。

【0017】

この発明は、上述した二重容器を構成する外筒も提供する。この発明による外筒は、上縁周端にカール部が形成された筒状の胴部と、上記胴部の下端にその下面を閉鎖するように設けられた底部と、上記カール部に接着され、上記胴部の上面を閉鎖する蓋材とを備える内容容器とともに用いられ、上記内容容器の胴部の外側との間に断熱空間を形成するように上記胴部に被せられ、かつ固定されるものであって、上記外筒がブランク材の両側部を貼り合わせることで筒状に形成されるものであり、上記外筒を構成するブランク材の両側部のうち、貼り合わせの外側となる側部の縁部に、上記カール部から部分的に剥がされた蓋材の縁部を上記カール部に留めるために用いられるクリップ片が切離し可能に連設されていることを特徴とする。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】第1実施例のシングル容器の斜視図である。

【図2】図1のII-II線に沿うシングル容器の一部縦断面図である。

【図3】第1実施例のシングル容器を構成する胴部の展開図である。

10

20

30

40

50

【図4】第1実施例のシングル容器の再封状態の斜視図である。

【図5】変形例のシングル容器の斜視図である。

【図6】さらの他の変形例のシングル容器を構成する胴部の展開図である。

【図7】図6に示す胴部を備えるシングル容器の再封状態の斜視図である。

【図8】さらに他の変形例のシングル容器を構成する胴部の展開図である。

【図9】図8に示す胴部を備えるシングル容器の再封状態の斜視図である。

【図10】さらに他の変形例のシングル容器を構成する胴部の展開図である。

【図11】図10に示す胴部を備えるシングル容器の再封状態の斜視図である。

【図12】第2実施例の二重容器の斜視図である。

【図13】図12のXIII-XIII線に沿う一部縦断面図である。

【図14】第2実施例の二重容器を構成する外筒の展開図である。

【図15】第2実施例の二重容器の再封状態の斜視図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

以下、図面を参照してこの発明に係る容器を詳細に説明する。

【実施例1】

【0020】

図1から図4は第1実施例の容器を示している。図1は容器の斜視図、図2は図1のII-II線に沿う容器の一部縦断面図、図3は容器を構成する胴部の展開図（ブランク図）、図4は再封状態の容器の斜視図である。

【0021】

容器1は、蓋材10と、胴部12と、底部13とから構成されている。後述する第2実施例で説明する二重容器と区別しやすくするために、第1実施例の容器を、以下「シングル容器」と呼ぶ。

【0022】

シングル容器1の胴部12は上部の径が大きく、下にいくほど径が小さくなる円筒状で、開口する上面が蓋材10によって閉じられている。胴部12の上縁周端部が外側に巻かれ、いわゆるカール部11が形成されている。底部13は円形で、その周端部が下向きに屈曲されている（屈曲部13A）。底部13は胴部12の下面開口内にぴったりと嵌り、胴部12の下端部が内側に折り返され（折り返し部12A）、この折り返し部12Aが底部13の屈曲部13Aを挟んでいる。底部13の屈曲部13Aの内外両面と、これを挟む胴部12の下端部の折り返し部12Aの内面とは接着または熱可塑性樹脂によって溶着されている。

【0023】

シングル容器1の胴部12は、弧状に形成されたブランク材（図3）の側部同士を貼り合わせて円筒状に形成し、次に上端部を外側にカールさせ、下端部を内側に屈曲させることで形成される。側部同士の貼り合わせに用いられる接着部12Bを、図3においてドット模様で示す。

【0024】

蓋材10には、カール部11の上面に蓋材10を接着するためのシーラント層、文字、図形等を印刷するための紙層、上記紙層を保護する保護層などを多層に積層したものが用いられる。形状保持のためのアルミニウム層をシーラント層と紙層との間に積層してもよい。胴部12および底部13にはたとえば紙基材とその内面に積層されたポリエチレン・フィルム等の積層構造のものが用いられる。

【0025】

図3を参照して、胴部12の一侧部の縁部にクリップ片（リクローズ片）21が連設されている。胴部12とクリップ片21との境界には、中央部を除いて切取線21A、たとえば複数の切込み線を短いつなぎ部でつなげたもの、切込み線を間欠的に結ぶミシン目などが形成されている。クリップ片21は概略方形であり、その一辺が外向きに弧状の膨らみを持っている。クリップ片21の形状は、方形に限られず、円形、楕円形、三角形、その他の任意の形状とすることができる。

10

20

30

40

50

【0026】

クリップ片21の一边（外向きに膨らむ一边と反対側の辺）に、クリップ片21の内側に向かって横向きに途中まで伸びる細長い凹状の切取線21Bも形成されている。図4を参照して、切取線21Bに沿ってクリップ片21の一部を切り欠くことで、クリップ片21には横向きにのびる溝部21Cが形成される。溝部21Cの間隔（すき間の大きさ）は、胴部12の上縁周端部に形成されているカール部11の厚さよりもやや狭い。

【0027】

図1を参照して、ブランク材の側部同士を接着して貼り合わせて円筒状の胴部12を形成するとき、クリップ片21がつながっている側部を外側に、その反対側の側部を内側にして側部同士を貼り合わせる。これによりクリップ片21は胴部12の外側に位置する。

10

【0028】

切取線21A、21Bに沿って胴部12からクリップ片21が切離される。胴部12から切離されたクリップ片21は、途中まで剥がされた蓋材10を元の場所に戻してシングル容器1の開口を再び閉じる（再封する）ときに、上記蓋材10をシングル容器1に簡易に固定（保持）するために用いられる。図4を参照して、胴部12から切離されたクリップ片21の溝部21C内に蓋材10の縁部とカール部11とを重ねて一緒に差し込み、クリップ片21の溝部21Cによって蓋材10とカール部11とを挟む（クリップする）ことで、途中まで剥がされた蓋材10はシングル容器1のカール部11に留められ、これによってシングル容器1は簡易に再封される。クリップ片21の溝部21Cの間隔がカール部11の厚さよりも狭いので、蓋材10とカール部11は溝部21Cにきつく挟まれる。なお、胴部12が紙製であるから胴部12から切り取られるクリップ片21も紙製である。クリップ片21を外向きに引っ張ることでクリップ片21を取り外すことは容易である。

20

【0029】

シングル容器1を構成する胴部12と一体にクリップ片21が設けられているので、途中まで剥がされた蓋材10を元の場所に戻してシングル容器1の開口を再封するために別途の部材（粘着フィルム、テープなど）を用意する必要はない。切取線21Aを介してクリップ片21を胴部12に連設しておけばよいから特殊な加工も必要とされない。低コストでシングル容器1の再封機能を実現される。

【0030】

図5に示すように、クリップ片21の内面の狭い範囲に接着剤21Dを設けておき、クリップ片21を胴部12の外面に簡易に接着させておいてもよい。紙の反発力でクリップ片21が外を向く（胴部12の外表面とクリップ片21との間にすき間があく）ことが防止される。もっとも、シングル容器1の全体をシュリンクフィルム等によって包装する場合には、シュリンクフィルムによってクリップ片21は胴部12の外面に押さえつけられるから、この場合には接着剤21Dは必ずしも必要とされない。

30

【0031】

上述したクリップ片の形状および構造には様々なものが考えられる。

【0032】

図6は変形例を示すもので、図3に相当する胴部12の展開図（ブランク図）である。図3に示す展開図とは、クリップ片の形状および構造が異なる。図7は図6に示す胴部を備えるシングル容器1Aの再封状態の斜視図である。

40

【0033】

図6を参照して、クリップ片31には、そのほぼ中央に凸部32を形成しかつその両側のそれぞれに凹部33を形成する形状の切込み31Bが入れられている。

【0034】

図7を参照して、切取線31Aに沿ってクリップ片31を胴部12から切り離し、次に切込み31Bを利用してクリップ片31を折り曲げると、切込み31Bの凸部に対応する箇所には矩形の突出部32が形成され（図7において見えない）、かつ切込み31Bの2つの凹部に対応する箇所には2つの矩形の突出部33が形成される。クリップ片31の突出部32、33の間に蓋材10とカール部11とを重ねて挟むことで、途中まで剥がされた蓋材10の縁部が容器1Aのカール

50

部11に簡易に留められ、これによりシングル容器1Aは再封される。

【0035】

図8はさらに他の変形例のクリップ片を備える胴部の展開図(ブランク図)、図9は図8に示す胴部を備えるシングル容器1Bの再封状態の斜視図である。

【0036】

図8を参照して、胴部12の側部に長方形のクリップ片41が連設されている。クリップ片41には、クリップ片41の長手方向と同じ方向にのびる細長い長方形の差込孔41Bがあげられている。また差込孔41Bの長辺の一辺には、2つの三角形の突起41Cがその先端を差込孔41Bに向けて形成されている。三角突起41Cが形成されている箇所を除いて、差込孔41Bの幅(すき間の大きさ)はカール部11の厚さよりもやや狭い。

10

【0037】

図9を参照して、切取線41Aに沿ってクリップ片41を胴部12から切り離し、クリップ片41の差込孔41Bに蓋材10とカール部11を差込んで、差込孔41Bによって蓋材10とカール部11とを重ねて挟む。三角突起41Cはカール部11の内側のすき間に入れられる。これにより途中まで剥がされた蓋材10がクリップ片41によってカール部11に簡易に留められる。また、三角突起41Cをカール部11の内側のすき間に入れることで、クリップ片41をカール部11に安定的に固定することができる。

【0038】

図10はさらに他の変形例のクリップ片を備える胴部の展開図(ブランク図)、図11は図10に示す胴部を備えるシングル容器1Cの再封状態の斜視図である。

20

【0039】

図10を参照して、胴部12の側部に長方形のクリップ片51が連設されている。クリップ片51の両端部には、内向きに向かう(互いに向き合う)方向に凸状の切込み51Bがそれぞれ形成されている。

【0040】

図11を参照して、切取線51Aにおいてクリップ片51を胴部12から切り離し、クリップ片51の両端部を同じ向き(図11において上向き)に折り曲げると、両端部に形成されている切込み51Bによって区画される係止突起部51Cが、両端部を折り曲げた向きと逆向き(図11において下向き)に突出する。両端部の2箇所の係止突起部51Cをカール部11の側部に沿わせることでクリップ片51は簡易にカール部11に留められる。途中まで剥がされた蓋材10が、クリップ片51によってシングル容器1Cのカール部11に簡易に押さえつけられる。

30

【実施例2】

【0041】

図12から図14は第2実施例の容器を示している。図12は容器の斜視図、図13は図12のXIII-XIII線に沿う容器の一部縦断面図、図14は図12の容器を構成する外筒の展開図(ブランク図)である。第1実施例のシングル容器1と同一部材には同じ符号を付し、重複した説明を省略する。

【0042】

第2実施例の容器2は、容器の胴部が二重になっている二重容器である。二重容器2は、胴部12、底部13および蓋材10から構成される内容器と、内容器の胴部12の外側に設けられる外筒14とによって構成されている。クリップ片21を備えていない点を除いて、二重容器2を構成する内容器は第1実施例で説明したシングル容器1と同じである。

40

【0043】

外筒14は弧状に形成されたブランク材(図14)の側部同士を接着して貼り合わせて円筒状に形成し、次に下端部を内側に折り曲げることで形成される(折り曲げ部分を図13において符号14Aで示す)。折り曲げ部分14Aは図13に示すように折り返しても(折り畳んでも)よいし、内側に巻かれたカール部としてもよい。折り返されることで二重になる部分を接着剤で接着してもよい。側部同士の接着に用いられる接着部14Bを、図14においてドット模様で示す。

50

【 0 0 4 4 】

外筒14も、胴部12と同様に、上部の径が大きく、下にいくほど径が小さくなる円筒状である。この外筒14内に、内容器をその底部13から入れる（嵌入する）。外筒14の上端が内胴部12の上端縁のカール部11の内側のすき間に入り、下端部は胴部12の下端部の外側に沿う（接触する）。外筒14は接着剤によって内容器に固定される。たとえば外筒14の下端部の折り曲げ部14Aと胴部12、もしくは外筒14の上端とカール部11、またはこれらの両方を接着することができる。外筒14の下端は胴部12の下端（糸じり）よりも下方に突出していない方がよい。もっとも、外筒14の下端を胴部12の下端よりも下方に突出させて、二重容器2の全体を外筒14で支持するようにしてもよい。また、外筒14の下端部は折り返さずにそのままストレートにのびるようにしてもよい。いずれにしても胴部12の外面と外筒14の内面との間にはすき間（断熱空間）18が設けられる。

10

【 0 0 4 5 】

外筒14の側部の縁部にクリップ片21が切取線21A、21Bを介して連設されている。外筒14のブランク材の側部同士を接着して貼り合わせ、円筒状の外筒14を形成するとき、クリップ片21がつながっている側部を外側に、その反対側の側部を内側にして側部同士を貼り合わせる。これによりクリップ片21は外筒14の外側に位置する。

【 0 0 4 6 】

切取線21A、21Bに沿ってクリップ片21を切り離し、切り離されたクリップ片21を用いて蓋材10をカール部11に固定するのは第1実施例と同様である（図4参照）。

【 0 0 4 7 】

図15を参照して、外筒14にスリット（切込線）61を形成しておき、外筒14の外側にあるクリップ片21の先端部分をスリット61に差し込むようにしてもよい。紙の反発力でクリップ片21が外を向く（外筒14の外面とクリップ片21との間にすき間があく）ことが防止される。二重容器2の全体をシュリンクフィルム等によって包装する場合には、シュリンクフィルムによってクリップ片21は外筒14の外面に押さえつけられるから、この場合にはスリット61は必ずしも必要とされない。

20

【 0 0 4 8 】

第2実施例の二重容器2についても、第1実施例のシングル容器1と同様に、クリップ片21の内面の狭い範囲に接着剤を設けておき、接着剤によってクリップ片21を外筒14の外面に簡易に接着させてもよい（図5参照）。

30

【 0 0 4 9 】

上述した実施例では、シングル容器1、1A、1B、1Cおよび二重容器2として円筒状のものを説明したが、シングル容器および二重容器は円筒状のものに限られず、多角筒状のもの、たとえば横断面が8角形、6角形等のものであってもよい。

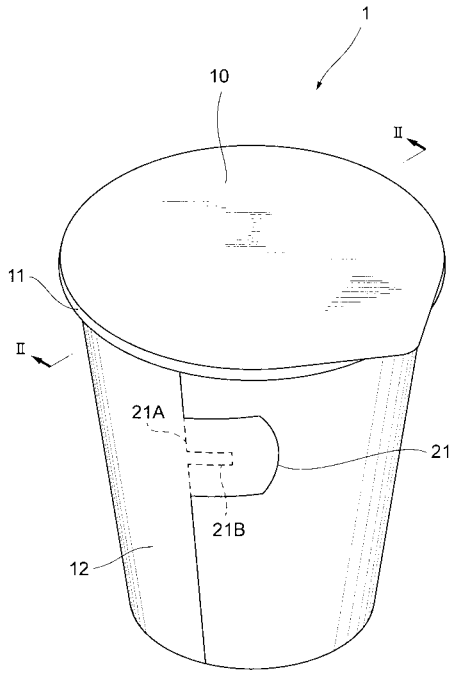
【 符号の説明 】

【 0 0 5 0 】

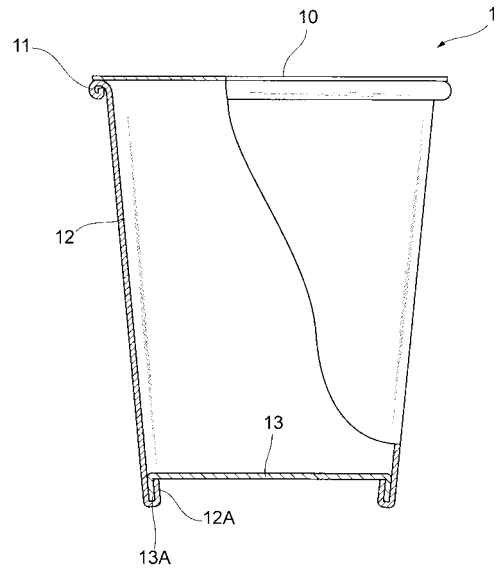
- 1, 1A, 1B, 1C シングル容器
- 2 二重容器
- 10 蓋材
- 11 カール部
- 12 胴部
- 13 底部
- 14 外筒
- 12B, 14B, 21D 接着部
- 21, 31, 41, 51 クリップ片
- 21A, 31A, 41A, 51A 切取線
- 61 スリット

40

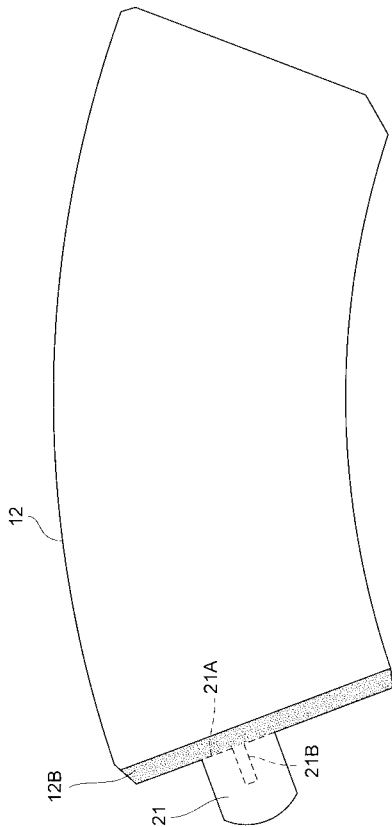
【 図 1 】



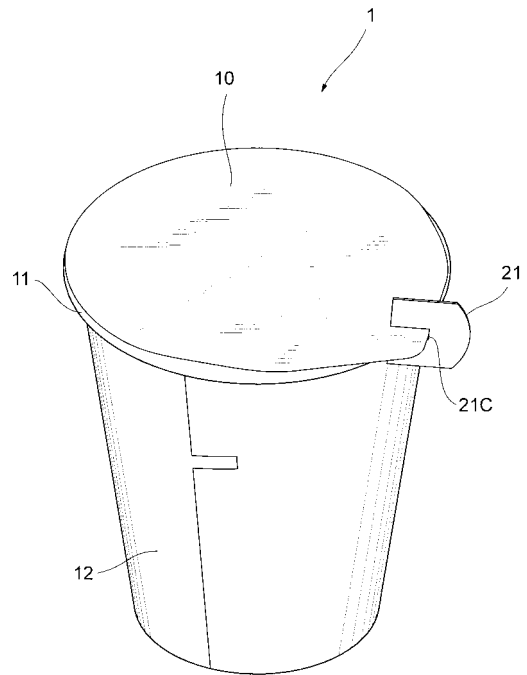
【 図 2 】



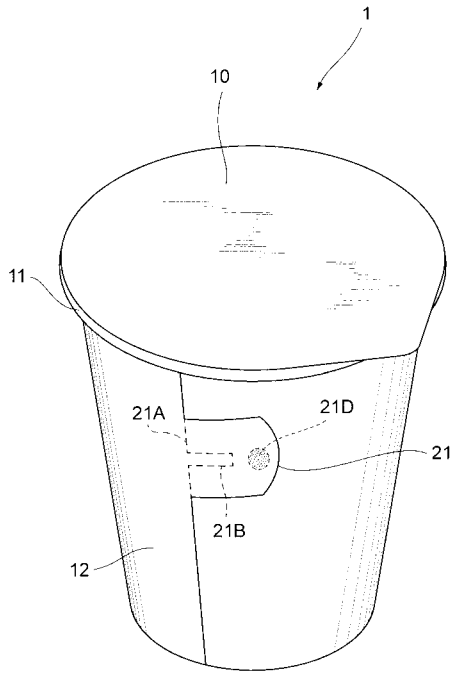
【 図 3 】



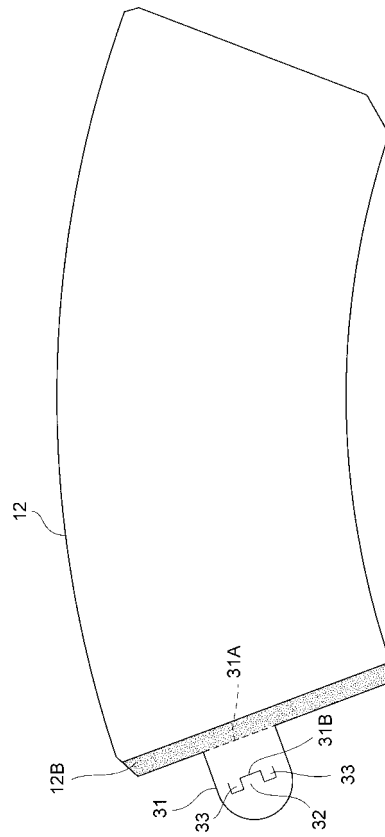
【 図 4 】



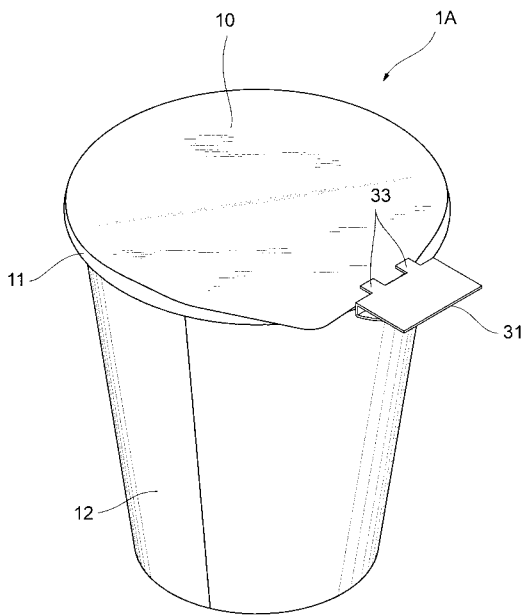
【 図 5 】



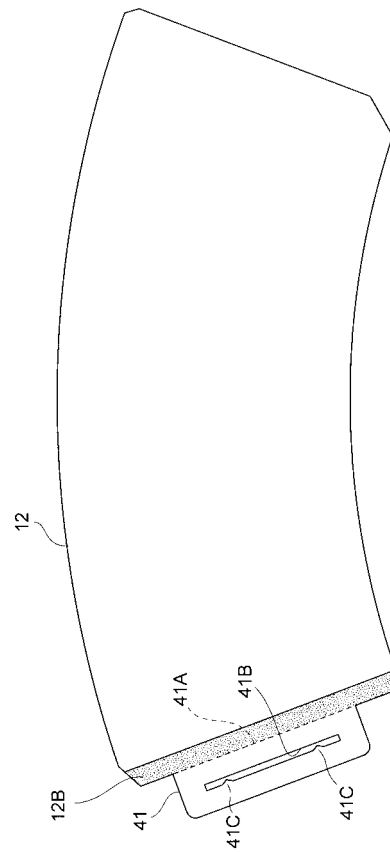
【 図 6 】



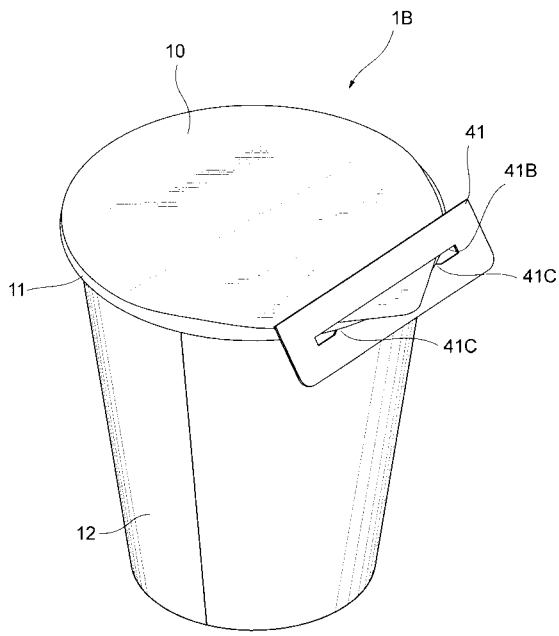
【 図 7 】



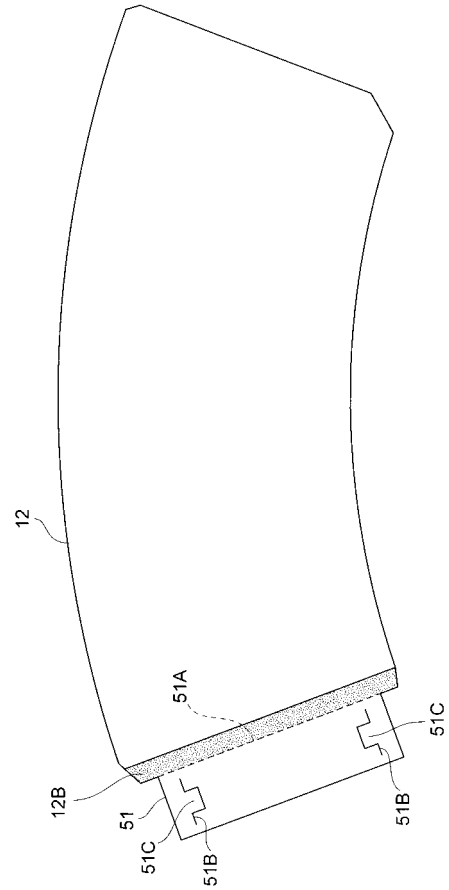
【 図 8 】



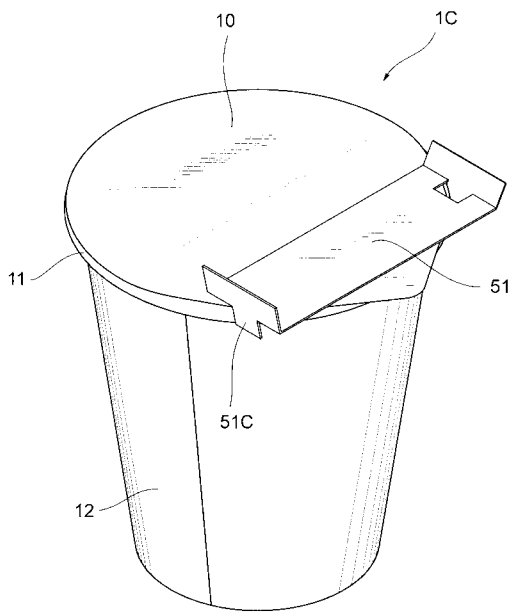
【 図 9 】



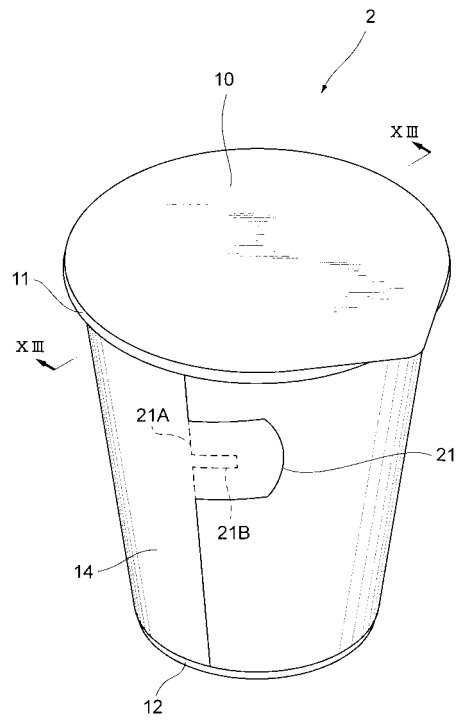
【 図 10 】



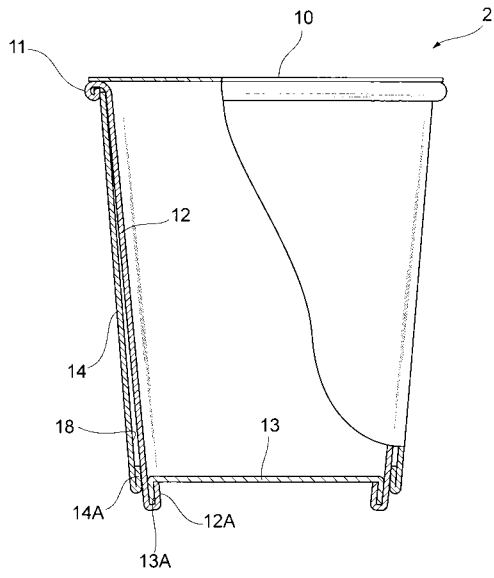
【 図 11 】



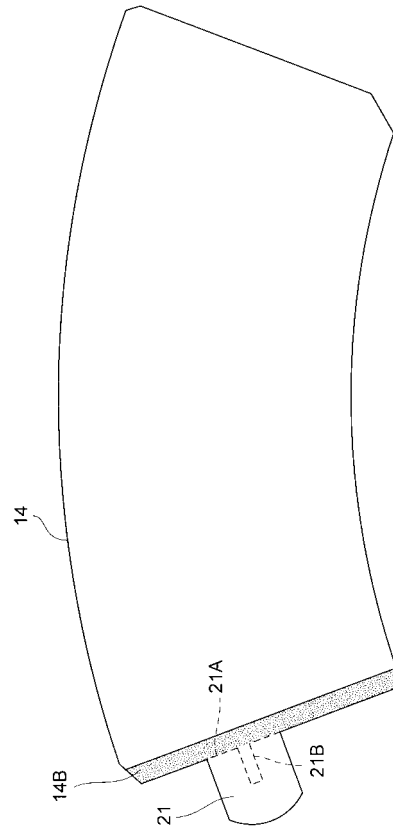
【 図 12 】



【 図 1 3 】



【 図 1 4 】



【 図 1 5 】

